

がん患者・家族の集い

こもれびの会

同じ立場でなければわからない、不安や孤独を共有できたり、経験者の生の声を聴くことができます。お気軽にご参加ください。

日程 毎月第2・4水曜日

時間 午後2時～4時

場所 社会福祉協議会または基山町保健センター等

参加費 300円/月

問合せ先

こもれびの会事務局 於保

☎090-7158-4952

編集後記

「〇〇〇大会で優勝しました！」
毎号よせられる大会結果情報。
町代表として各地で活躍される
姿に刺激をうけ、私も今週末の
県民体育大会に出場します(K)

寄附ありがとうございました

(敬称略)

基山町育英資金貸付基金へ

[一般寄附]

・基山町ゴルフ協会 80,000円

基山町社会福祉協議会へ

[香典返し]

- ・坂口 アキ子 一区 (亡 泰国)
- ・占野 絹代 文教通4丁目 (亡 厚)
- ・大久保 博実 千塔 (亡 マツエ)
- ・大久保 忠幸 丸林西 (亡 タカラヨ)
- ・鳥飼 民江 三ヶ敷西 (亡 一)
- ・白水 武義 長野 (亡 マサヲ)
- ・埋金 環 正応寺 (亡 フサヨ)
- ・前川 チカエ 千代町 (亡 幸助)

第32回ふもと矯正展

麓刑務所

日時 10月27日(土) 午前9時30分～午後4時、10月28日(日)

午前9時30分～午後3時

場所 麓刑務所(鳥栖市山浦町 2635)

内容 刑務所作業製品の展示販売、施設見学・紹介、革ブローチ製作・陶芸体験など

※入場無料(無料駐車場あり)

問合せ先 麓刑務所

☎0942-82-2121(代表)

会員募集

きやまクラブ

ジュニアバレーボール男子きやまクラブでは、一緒にバレーボールをする仲間を募集しています。まずは一度体験に来てください。

練習日時 毎週月・水・金・土曜日

午後5時30分～7時30分

場所 基山小学校体育館

対象 小学1～6年生の男子

問合せ先 きやまクラブ監督 永尾

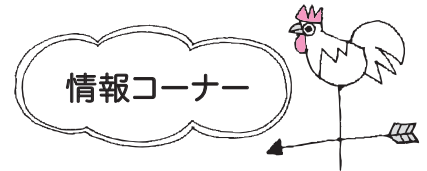
☎92-0507

※偶数月の15日号に掲載している「基山町長交際費執行状況」の平成30年8・9月分の執行状況については、該当ありませんでした。

佐賀県(地域別)の

最低賃金が改定されました 10月4日(木)から時間額が762円に!(25円アップ)

佐賀県特定(産業別)最低賃金の一般機械器具製造業関係、電気機械器具製造業関係、陶磁器・同関連製品製造業は、現在、改定審議中ですが、陶磁器・同関連製品製造業(現行の時間額738円)は、平成30年10月4日以降は、新たな陶磁器・同関連製品製造業の特定最低賃金が改正、発効するまでは、762円の佐賀県最低賃金が適用になりますのでご注意ください。 ※問合せ先 佐賀労働局 ☎0952-32-7179



実用理科技能検定

日本理科検定協会

実用理科技能検定とは、理科の学習者を積極的に顕彰・評価し、日常生活に役立つ科学的な知識やものの見方を高め、次代を担う技術や地球環境の維持に必要な基礎力を養う検定です。佐賀県会場(基山)は九州で唯一の試験会場です。(定員120名)

日時 11月17日(土) 午後1時30分～

場所 基山町民会館 1階会議室

受験科目 1～8級

申込み方法 同協会のホームページにアクセスしてください。

申込み締切日 10月29日(月)

問合せ先

坂口 英一(検定試験監督兼講師/理科検定1級取得)

☎・F 92-2590(3区)

☎090-1199-9841



行政書士吉田法務事務所

■建設業許可申請

■運送業許可申請

■倉庫業許可申請

■相続、遺産分割

■各種許認可申請

■車・船の手続き

■農地転用

■ビザの許可申請

〒841-0204 三養基郡基山町宮浦 486-153 (9:00～19:00 日祝日休み)

お気軽にお問合せください! TEL:0942-92-7067 <http://saga.blue>

有料広告

基山町幼年消防クラブ防火パレードを実施します

幼年期からの防火意識の高揚と、町民に対する防火思想の普及啓発を目的に、基山町幼年消防クラブ防火パレードを実施します。基山・たんぽぽ・ころころ・ちびはる保育園、基山・見真幼稚園の幼年消防クラブが参加します。雨天時や悪天候が予想される場合は中止します。

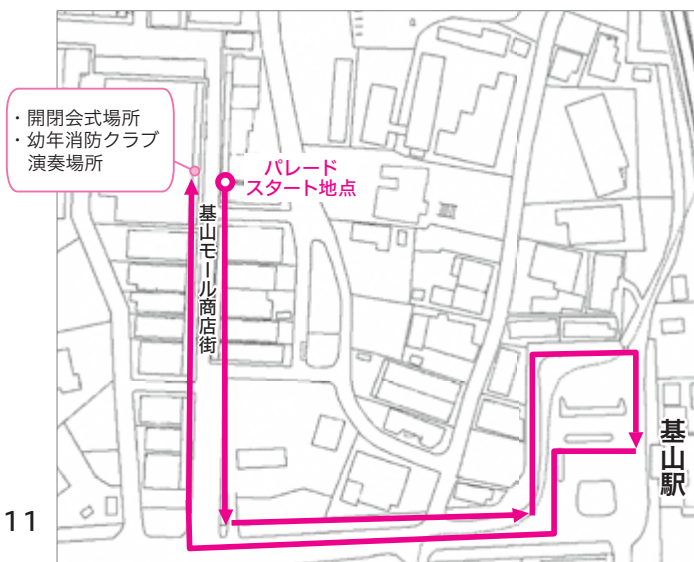
日程 10月29日(月)

場所 基山モール商店街、J R 基山駅周辺

スケジュール(予定)

- ・午前10時～ 開会式
- ・午前10時10分～10時40分
防火パレード
- ・午前10時50分～11時30分
基山・たんぽぽ保育園、見真幼稚園
による演奏
- ・演奏終了後 閉会式

※問合せ先 基山分署 予防係 ☎92-7911



あなたの愛車の「**自賠責**」
有効期限はきれていませんか



交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるものの、平成29年の事故発生件数は約47万件、死傷者数は約58万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、すべてのクルマ・バイク1台ごとに加入が義務づけられており、加害者の賠償責任を担保することで、被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の救済を目的としています。

一人ひとりが、より一層自賠責制度の役割や重要性、保険金・共済金の支払いの仕組みなどを十分に理解・認識することがとても大切です。

※問合せ先

国土交通省九州運輸局 ☎0952-30-7271

自賠責保険・共済なしでの 運行は**法令違反**です！

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、自動車損害賠償保障法に基づき、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられています。自賠責保険・共済なしで運行することは、法令違反ですのでご注意ください。四輪車もちろんですが、特に、車検制度のない250cc以下のバイク(原動機付自転車・軽二輪自動車)は、有効期限切れ、かけ忘れにご注意を！

自賠責保険 (<http://www.jibai.jp>)

検索